

島根県公安委員会の法人等認定申請手続説明書

運転免許窓口業務（以下「窓口業務」という。）及び警察署優良運転者講習業務（以下「優良運転者講習業務」という。）の委託に係る公安委員会の法人認定の申請手続は、次のとおりとする。

1 認定要件

本件の公安委員会の認定に係る法人等の要件は、別添「運転免許窓口業務及び警察署優良運転者講習業務の委託に係る公安委員会の法人等認定要件」（以下「認定要件」という。）のとおりとする。

2 提出書類

認定申請書（様式第1号）に次表に掲げる書類を添付して提出すること。ただし、現に申請に係る業務の委託を受けている者については、登記事項証明書及び役員名簿（様式第2号）を除き当該書類を省略することができる。

書 類 名	書 類 の 概 要	備 考
登記事項証明書	・法務局が発行する登記事項証明書の全部事項証明書のうち、履歴事項証明書（原本又は写し）	
事務所等の所在地の概要書	・県内に営業所等の下部組織のみが所在する場合に限る。	
役員名簿	・すべての役員の氏名等が記載されている名簿	様式第2号
委託業務従事者名簿	・窓口業務及び優良運転者講習業務の別に、それぞれの委託業務に従事することとなる者の氏名等が記載されている名簿 ただし、優良運転者講習業務は、職員の資格要件である欠格事由（注1）に係る誓約事項が記載されているもの （注1）認定要件の第3の3の(2)のイの職員の資格要件のうち(エ)に係る欠格事由	様式第3号
委託業務従事者資格確認書類	・窓口業務及び優良運転者講習業務の別に、それぞれの従事者の履歴書（学歴及び職歴（具体	

	<p>的な職務内容、役職名を記載したもの) 等により委託業務に従事できる要件が確認できるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務は、上記の履歴書のほか各業務履行場所(注2)ごとの配置人員(注3)について半数以上の実務経験者を配置することが確認できる書類(注4) ・優良運転者講習業務従事者については、運転免許証の写し及び運転経歴証明書(過去3年のもの) <p>(注2) 認定要件の別表2の業務履行場所 (注3) 認定要件の別表1の配置人員 (注4) 認定要件の第3の3の(1)のウの(イ)の実務経験が確認できるもの。ただし、要件の第3の3の(1)のウの(ア)の後段により実務経験を配置しない場合は、十分に支援できる体制が確認できるものであること。</p>	
<p>管理責任者等名簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の管理責任者(注5)とする者の氏名等が記載されている名簿 <p>(注5) 認定要件の第3の2の(1)の管理責任者</p>	<p>様式第4号</p>
<p>管理能力確認書類</p>	<p>管理責任者に係る次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書(学歴及び職歴(具体的な職務内容、役職名)を記載)(注6) <p>(注6) 認定要件の第3の2の(2)の要件について記載されていること。</p>	
<p>委託業務履行計画書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務及び優良運転者講習業務の別に、それぞれの委託業務を確実に履行するための組織体制、事務分掌、職員配置等(注7)を記載した計画書 <p>ただし、各業務ごとの職員配置その他の履行計画の内容が容易に判別できる場合は、1件の計画書として差し支えない。</p> <p>(注7) 職員配置は、認定要件の第3の3の(1)</p>	

	のア及び同(2)のアの要件を満たすものであること。	
島根県収入証紙の売りさばき場所の確保に関する書類	・委託業務の履行場所において、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）に基づく売りさばき人が不在となった場合に、島根県から売りさばきの指定を受け、売りさばきができる旨を誓約する書類	
誓約書	・役員が認定要件の第1に定める欠格事由に該当しないこと及び認定要件の第5の欠格事由に該当していないことを誓約する書類	様式第5号

3 申請期間

令和7年1月21日から令和7年1月31日までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

なお、申請内容の確認に期間を要することとなるため、申請期限前であっても、書類等の準備が整い次第、早めに提出して下さい。

4 申請書類提出場所

島根県松江市打出町250番地1

島根県警察本部交通部運転免許課

電話0852-36-7400

5 提出書類に係る説明等

申請者は、提出した書類に関して説明又は補正を求められたときは、これに応じなければならない。

この場合において、補正に係る書類を再度提出するときは、令和7年2月4日までに上記4の場所に提出すること。

6 提出方法

上記4の場所に持参のうえ提出すること。

7 認定に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

様式第1号（第1条関係）

認 定 申 請 書

年 月 日

島根県公安委員会 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

道路交通法 第108条第1項 及び道路交通法施行規則 第31条の4の2
第108条の2第3項 第38条の3 に
第108条の3の4第1項 第38条の4の3

規定する 免許関係事務の委託 について、公安委員会が 免許関係事務
講習の委託 講習 を行うのに
講習通知事務の委託 講習通知事務

必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人 として、下記の書類を添えて
必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者

申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

委託業務の種類又は名称	
添 付 書 類	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

役員名簿

役職等	氏名	生年月日	住所	備考

注：1 必要に応じ追加すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第2条関係）

委託業務従事者名簿

氏名	生年月日	住所	資格等	備考

- 注：1 必要に応じ追加すること。
 2 備考欄には、従事する予定の委託業務を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓約事項（講習指導員）
<p>講習業務に従事する講習指導員が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>1 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>2 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>3 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪、同法附則第2条の規定による改正前の刑法第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（2に掲げる罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>島根県公安委員会 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>

誓約事項（安全運転管理者等講習業務従事者又は運転免許窓口業務従事者）
<p>安全運転管理者等講習業務又は運転免許窓口業務に従事する者が地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>島根県公安委員会 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>

様式第4号（第2条関係）

管理責任者等名簿

氏名	生年月日	住所	備考

- 注：1 必要に応じ追加すること。
2 備考欄には、管理責任者又は監督者の区分を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓 約 書

当法人は、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）とするものでないこと、また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条に定める行為であって、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、本業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

島根県公安委員会 様

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許窓口業務及び警察署優良運転者講習業務の委託に係る
公安委員会の法人等認定要件

- 第1 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）とするものでないこと。
- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - 6 心身の障害により、本業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 第2 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、島根県内に委託業務を行うため主たる事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。
- 第3 本業務を行うのに必要な人員を本業務の履行場所に配置できること。
- 1 委託業務の種別、履行場所等
 - (1) 運転免許窓口業務
別表1及び別表2のとおり
 - (2) 警察署優良運転者講習業務
別表1及び別表3のとおり
 - 2 次の委託業務の管理体制がとれること。
 - (1) 管理責任者の配置
事務所等に、委託業務を統括管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置できること。
 - (2) 管理責任者の要件

道路の交通に関する業務の管理的又は監督的地位に3年以上あった者

(3) 指導教育

委託業務に従事する職員（以下「職員」という。）は直接的な雇用関係にあることとし、定期的に勤務場所の現場確認を行うなど指導体制がとれること。

3 次の委託業務の履行体制がとれること。

(1) 運転免許窓口業務

ア 業務実施体制

業務の遂行にあたっては、効率的かつ効果的な運営体制により、正確で迅速な業務処理を行うこと。また、繁忙期・繁忙時間帯においては、業務が滞ることがないように適切な人員配置を行い、委託者の承諾を得ること。

イ 職員の資格要件

(ア) 委託業務に必要な法令等に関する知識を有し、適正に業務が履行できる者

(イ) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないものであること。

ウ 実務経験者の配置

(ア) 配置人員の半数以上は、上記イの(ア)に掲げる要件に該当する者であつて、かつ実務経験を有する者を配置できること。

なお、1名を配置する履行場所については、原則として、実務経験者を配置することとするが、これによらない場合は十分に支援できる体制を確保して業務に停滞を起こさないこと。

(イ) 実務経験者とは、運転免許窓口業務に関する実務経験を1年以上有する者とする。

エ 配置職員に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補てんが確実にできる等、委託業務の継続的な処理が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されていること。

(2) 警察署優良運転者講習業務

ア 業務実施体制

(ア) 各履行場所に1名以上配置できること。

(イ) 運転免許窓口業務に従事する職員が兼務できるものとする。

イ 職員の資格要件

(ア) 25歳以上の者であること。

(イ) 普通自動車を運転できる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

(ウ) 優良運転者講習業務を実施するための基本的な適格性を有すると認められる者であること。

(エ) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 運転適性指導（道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項

第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

b 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

c 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（bに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(3) 業務委託開始日に業務の着手ができ、委託業務を同日から確実に履行できること。

(4) 履行場所において、島根県収入証紙条例第5条第1項に規定する証紙売りさばき人の指定を受け、証紙の売りさばきができること。

第4 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第8条第1項の規定により、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うことができること。

第5 経理的基礎

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

運転免許窓口業務の種別

	業務履行場所	運転免許窓口業務の業務種別								
		免許申請 受理等	免許証等 記載事項 変更	保有形態 変更	免許証等 再交付	免許証等 更新	免許取消申 請受理 ・ 経歴証明書 等交付等	免許証等 返納受付	国外運転 免許証 受理等	電算登録 (入出力)
1	島根県運転免許センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	島根県西部運転免許センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	松江警察署	△	○	○	△	△	○	○	△	▲
4	安来警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
5	雲南警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
6	雲南警察署 三成広域交番	△	△	△	△	○(※)	△	△	△	△
7	雲南警察署 掛合広域交番	△	△	△	△	○(※)	△	△	△	△
8	出雲警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
9	出雲警察署 平田広域交番	△	○	○	○	○	○	○	△	△
10	出雲警察署 大社広域交番	△	△	△	△	○(※)	△	△	△	△
11	大田警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
12	大田警察署 温泉津広域交番	△	△	△	△	○(※)	△	△	△	△
13	川本警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
14	江津警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
15	益田警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
16	津和野警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
17	隠岐の島警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
18	浦郷警察署	○	○	○	○	○	○	○	○	△
19	知夫村役場	△	△	△	△	○(※)	△	△	△	△
20	隠岐開発総合センター	△	△	△	△	○(※)	△	△	△	△
合 計										

※ 更新同時処理を含む。

▲ 保有形態変更・記載事項変更・申請による取消し・運転経歴証明書等の登録のみ

△ 更新・再交付・保有形態変更・記載事項変更・申請による取消し・運転経歴証明書等の登録のみ

注1 委託業務への支障が生じないように休暇等を取得すること。

運転免許窓口業務の履行日、履行時間

	業務履行場所	業務履行日	業務履行時間	備考
1	島根県運転免許センター	土曜日を除く毎日。 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（休日が日曜日に当たるときはその翌日）及び年末・年始の閉庁日を除く。	午前8時30分～午後5時00分 ただし、日曜日は午前8時00分～午後4時30分	
2	島根県西部運転免許センター			
3	松江警察署	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。	午前8時30分～午後5時00分	
4	安来警察署			
5	雲南警察署			
6	雲南警察署三成広域交番	毎週火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。		
7	雲南警察署掛合広域交番	毎週木曜日。ただし、木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。		
8	出雲警察署	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。		
9	出雲警察署平田広域交番			
10	出雲警察署大社広域交番	毎週水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。		
11	大田警察署	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。		
12	大田警察署温泉津広域交番	毎週木曜日。ただし、木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。		
13	川本警察署	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。		
14	江津警察署	水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。		
15	益田警察署	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。		
16	津和野警察署			
17	隠岐の島警察署			
18	浦郷警察署	火曜日、水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。		
19	知夫村役場	第3火曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は別途指示した日。		
20	隠岐開発総合センター	第3水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は別途指示した日。		

警察署優良運転者講習業務の履行場所、履行日

	業務履行場所	業務履行日	備考
1	安来警察署	月～金曜日	
2	雲南警察署		
3	雲南警察署 三成広域交番	毎週火曜日	
4	雲南警察署 掛合広域交番	毎週木曜日	
5	出雲警察署	月～金曜日	
6	出雲警察署 平田広域交番	毎週火曜日	
7	出雲警察署 大社広域交番	毎週水曜日	
8	大田警察署	月～金曜日	
9	大田警察署 温泉津広域交番	毎週木曜日	
10	川本警察署	月～金曜日	
11	江津警察署	月・火・木・金曜日	
12	益田警察署	月～金曜日	
13	津和野警察署		
14	隠岐の島警察署		
15	浦郷警察署	月・木・金曜日	
16	知夫村役場	第3火曜日	国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、別途指示した日
17	隠岐開発総合センター	第3水曜日	

※ 業務履行日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の閉庁日となる場合は業務を要しない(知夫役場及び隠岐総合開発センターを除く)